

「鶴見大学紀要」第48号 第4部 人文・社会・自然科学編（平成23年3月）別刷

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

—異本注記の有無について—（四）

小林 恭治

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏


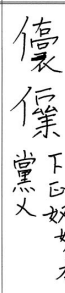
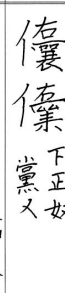
—異本注記の有無について— (四)

小林 恭 治

本稿は左記の拙論の続編である。

- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (一)」
〔鶴見大学紀要〕第47号 第一部 日本語・日本文学編 平成22年3月
 - ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (二)」
〔鶴見大学仏教文化研究所紀要〕第15号 平成22年4月
 - ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (三)」
〔鶴見大学紀要〕第48号 第一部 日本語・日本文学編 平成23年3月
- 刊行予定

19、「如イ本」(15ウ)

高山寺本	西念寺本	観智院本
 儂 奴黨又	 儂 下正奴	 儂 下正奴
16オ	15ウ	仏上28

資料B-17の西念寺本の標出漢字「儂儂」の反切注記「奴黨又」の「奴」字の右下にある「如イ本」という注記が観智院本に見えない。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この「如イ本」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

「如イ本」は、「反切注記『奴黨又』の『奴』が異本では『如』と記されている」ということを示した異本注記と思われる。資料B-17では記していないが、西念寺本の「如イ本」の左には次の項目の親字が記されており、「如イ本」

は、次の項目と前行との間、いわゆる行間に記されている。こうした記され方はスペースの都合でやむを得ないものではあるが、ちょうど異本対照の対象と思われる「奴黨又」の「奴」字が注記の一行目の行末に位置していたので、こうした記載方法が可能となった。

資料B-17の観智院本・高山寺本の両者で「奴」字と記されていることからすれば、西念寺本の異本の「如」字の方がイレギュラーではないかという考えも自然に発生するのであるが、資料B-17の西念寺本の標出漢字「儂」が、いわゆる「儂」字のことであるならば、その漢字音については、漢音、呉音のいずれにおいても、「奴」「如」は反切注記の声母字としてあり得ることになる。ゆえに、標出漢字「儂」の漢字音を示す反切注記としては、「如」と記す異本の記述は誤りとは言えないということにもなる。

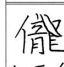
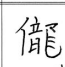

可能性としては、例えば、佚文である鎮国守国神社本の系統では「如」字だったかもしれないということも考えられるが、もちろん、断定できることではない。しかしながら、その点においては、対照した異本の系統を考えさせられる一例であるとも言える。

但し、ここで一つ、別案も存する。この資料B-17の項目の直前には標出漢字「儂」の項目があり、その第一注記に「如羊反(又)」の反切注記が記されていることが三写本に共通している。そこで、資料B-17の西念寺本の異本対照者は、「儂」の項目の「奴黨又」の「奴」字を対照しているつもりで、一つ前の項目である「儂」の「如羊反(又)」の「如」字を対照してしまったのではないかという可能性が考えられる。「奴」字と「如」字の前後の記載状況が異なっているから、あり得ないとする方が常識的ではあるが、いわゆる「目移り」による誤写の場合は理屈ではない側面が存するものと思われるから、標出漢字の「儂」と「儂」の字画数が互いに多く、字画の構成もそれぞれ複雑であるところから、対照作業時に、明確に字体を記憶せず、曖昧なイメージのまま

作業してしまっただけではないかと推測することもでき、それが契機となったのではないかと推測できないこともない。
 以上、二つの「如イ本」の解釈は、現在のところ、いずれかに断定できるものではないので、両案を示すのみに留めることとする。

20、「虬イ」(15ウ)

資料B-18

高山寺本	西念寺本	観智院本
 他用又行不正、 又郎札又 札反 16オ	 他用又行不正、 又郎札又 札反 15ウ	 他用又行不正、 又郎札又 札反 仏上 29

高山寺本	西念寺本	観智院本
①他用反 ②行不正、 ③倍 ④又郎 札反	①他用反 ②行不正、 ③谷 ④又郎 札反 ⑤虬イ	①他用反 ②行不正、 ③首 ④又郎札又

資料B-18については、説明の便宜上、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表B-18-aに観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。
 表B-18-aを見ると、西念寺本の標出漢字「龍」の末尾の注記である⑤「虬イ」という注記が観智院本に見えないことがわかる。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この⑤「虬イ」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

表B-18-a

観智院本	西念寺本	高山寺本
①他用反 ②行不正、 ③首 ④又郎札又	①他用反 ②行不正、 ③谷 ④又郎札又 ⑤虬イ	①他用反 ②行不正、 ③倍 ④又郎札反

ところで、資料B-18の項目における標出漢字の字形については、写本相互に若干の相違が見られるが、三写本に共通する意義注記②「行不正(反)」、からすると、三写本が示している標出漢字の字体は「龍」字であると推測される。意義注記②「行不正(反)」、から類推するという方法を採用せざるを得

ないのは、資料B-18の各写本における二つの反切注記①「他用反(反)」、④「又郎札反(反)」においては、いずれもその記述に誤字を含んでいるものと思われ、誤字を含んだ反切注記によって示される漢字音からでは、直接的に正しい標出漢字の字体を推定することができないからである。
 そして、それらの誤字の問題について確認しておくことは、西念寺本の⑤「虬イ」の指示する内容の理解に係わると思われるので、以下に考察することとする。

まず、①「他用反(反)」の場合は、三写本とも声母字は「他」と記されているが、標出漢字の「龍」字は頭子音がラ行音であって欲しいところから、「他」字は別字の誤写ではないかと考えられる。そこで「他」字に字体的に類似した漢字で、頭子音がラ行音であるものを探したところ、「他」字に辿り着いた。「他」字については、傍の「也」の部分には「他」と同じであるし、偏の「卜」を書き崩すことで「他」の「イ」のデザインに接近する可能性が高いのではないかと考える。また、「他」字については、集韻に「力者切」の記述があることから、頭子音がラ行音であることが確認される。

そこで、ここでの①「他用反(反)」は、本来、「他用反(反)」であったのではないかと考える。
 次に、④「又郎札反(反)」については、韻母字の「札」字が誤字と思われる、これも右と同様の方法により、例えば、三写本とも、韻母字の「札」字が「孔」であれば、「龍」字の漢字音を示すことができる。「孔」字についても字画が「札」と類似していることも、もちろんであるが、集韻に「龍」字について「魯孔切」とあることを参考にしている。

そこで、④「又郎札反(反)」は、本来、「又郎孔反(反)」であったのではないかと考える。
 さて、以上のように資料B-18の各写本においては、その注記に二箇所誤字の問題が存するのであるが、それらの記述が資料B-18の各写本のように「他」「札」である場合においても、また、右で推測された「他」「孔」である場合においても、西念寺本の⑤「虬イ」という注記の指示する内容と関連が予測されそうなのが見つかからないところに問題が存する。すなわち、西念寺本の⑤「虬イ」は異本注記であると思われるのだが、当該本の本文のどの記述と対照させた記述であるのか、一瞥しただけでは推測できないのである。
 例えば、一般的な方法で、敢えて見かけ上の状況から可能性を挙列してみた場合には、次の二案が考えられる。

〈a〉西念寺本の⑤「虬イ」は、④「又郎札父」の「郎」字の左に記されていることから、「④『又郎札父』の『郎』が異本では『虬』と記されている」の意を示している。

〈b〉西念寺本の⑤「虬イ」は、④「又郎札父」の直後に記されていることから、「④『又郎札父』の『父』が異本では『虬』と記されている」の意を示している。

しかし、〈a〉の場合は、字画の形の上からも、漢字音の上からも「郎」字が、異本において「虬」字として記している理由が想像できない。また、〈b〉の場合は、字画の形の上から全く考えられない。

そこで、⑤「虬イ」が④「又郎札父」の直後に位置していることから、さらに敷衍して、直前の「父」字ではなく、韻母字の「札」字の字画の方が「父」字よりも「虬」字に類似しているところから、

〈c〉西念寺本の⑤「虬イ」は、「④『又郎札父』の『札』が異本では『虬』と記されている」の意を示している。

であるようにも考えられる。

しかし、先に述べたように④「又郎札父」の「札」字は本来「孔」字であったと考えられることからすると、⑤「虬イ」は「孔イ」であって欲しいところであるから、そこからすれば、

〈d〉西念寺本の⑤「虬イ」は、本来、「孔イ」と記されていたもので、異本対照後の転写の際に誤写されたものと考ええる。「孔イ」は、「④『又郎札父』の『札』が異本では『孔』と記されている」の意を示していた。

というのが本来の形だったということも考えられる。

〈d〉案において、「孔」字が「虬」字になってしまったのは、単なる見誤りであったのかもしれないが、そうした字形の状況からの誤認というのは、やや無理があるかもしれない。また、「孔」から「虬」への変化の途中に「乳」などの別の漢字が介在していたとして、「孔」↓「乳」↓「虬」といった可能性

も考えられるが、想像が過ぎるかもしれない。むしろ、標出漢字「龍」における「龍」の字画から「龍」の字義へ思いを巡らし、そこから「孔」字に字画が類似した「虬」(みずち)を想起して誤記してしまったということも考えられる。

しかし、この「龍」の字画からの「虬」(みずち)を想起する案からは、⑤「虬イ」の「虬」字は、反切注記の一部を誤写したものではなく、標出漢字「龍」における意義注記を追記しようとして、誤って発想したものかもしれないという可能性も考えられる。すなわち、

〈e〉西念寺本の⑤「虬イ」は、異本に「虬、」と記されていたものを異本注記として追記したもので、本来は「虬、イ」とあった。「異本には『虬、』という意義注記が記載されている」の意を示していたが、後に「、」が書き落とされ、「虬イ」となった。

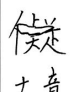
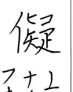
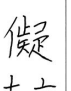
というものである。

この場合、西念寺本の⑤「虬イ」には「虬、」の「、」に相当するものが欠けていることになるが、画数の少ない「、」を書き落としてしまうことは、転写の過程においてはあり得ないことでもない。しかし「虬、」という記述は明らかに標出漢字「龍」の字義から外れているから、この場合は、比較対照以前の異本において、「虬、」が誤って記入されたことになり、その誤った「虬、」を異本対照時に採取して、異本注記としてしまったことになる。

以上、随分と推測を重ねてしまったが、現在のところ、いずれも安易な行動による誤写という範囲を出ない。今後の課題としたい。

21、「ナイ」 / 22、「ナラフイ」(15ウ)

資料B-19

高山寺本	西念寺本	観智院本
 音掇 カル ナラフ	 上掇 カル ナイナフル フナラフイ	 上儼 カル ナスラフ
16ウ	15ウ	仏上 29

資料B-19については、説明の便宜上、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表B-19-aに観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

高山寺本	西念寺本	観智院本
①音撮 ②カル ③ナラフ	①ナニ ②カル ③ナイ ④ナハラ ⑤ナラフイ	①ナニ ②カル ③ナハラ ④ナラフイ

表B-19-a

まず、表B-19-aを見ると、西念寺本の標出漢字「儼」の③「ナイ」と⑤「ナラフイ」という二つの注記が観智院本に見えない。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この③「ナイ」と⑤「ナラフイ」は、いずれも高山寺本に見えないので、西念寺本の増補と思われる。

観智院本	西念寺本	高山寺本
①ナニ ②カル ③ナハラ ④ナラフイ	①ナニ ②カル ③ナイ ④ナハラ ⑤ナラフイ	①音撮 ②カル ③ナラフ

まず、③「ナイ」についてであるが、資料B-19の項目は、高山寺本に虫損が見られるものの、各写本の記載状況から標出漢字「儼」⁶⁰についてのものであろうことが推察される。とすると、この西念寺本の③「ナイ」は意味不明ではないかと思われる。草川昇氏は、この③「ナイ」を和訓とされているが、標出漢字「儼」の訓としては、意義的に無理があるのではないかと思われる。そこで、この西念寺本の③「ナイ」の二文字目が「イ」であるところから、これを異本注記ではないかと考えた場合、まず、③「ナイ」が②「カル」の直後に記されているところからすれば、次の〈a〉案が考えられる。

〈a〉③「ナイ」は、「②『カル』の『ル』が異本では『ナ』と記されている」の意を示している。

つまり、異本に『カナ』とあったことになるが、しかし、標出漢字『儼』には「擬」(まねる)の意が存するから、②「カル」が「借」(かりる)の意であれば、②「カル」の訓は不審ではないから、異本において、②「カル」に相当する注記が『カナ』であったという状況が、いささか考え難い。

次に、③「ナイ」が類音注記①「ナニ」の「ナ」の左に記されていることが

ら、

〈b〉③「ナイ」は、「①『ナニ』の『ナ』が異本では『ナ』と記されている」ということを示している。

ということも考えられるが、この西念寺本の15丁ウラまで書写した人物ならば、「ナ」が「音」の略であることは充分理解しているであろうし、そうした人物が「ナ」を「ナ」と誤記したことに気づかずにはいられないとも考えにくく、そもそも理解のある人物が「ナ」を「ナ」と誤記すること自体が考えにくい。そして、万一、異本に「ナ」を「ナ」として『ナニ』とあったとしても、標出漢字の第一注記が記される場所に『ナニ』とある異本に対して①「ナニ」とある当該本の記述を見た際に、「ナ」が「ナ」と記されていることを異本注記として書き加える価値があると、異本対照者が考えるであろうか。

そこで第三案として、③「ナイ」が④「ナハラ」の「フ」の左に記されているところから、

〈c〉③「ナイ」は、「④『ナハラ』の『フ』が異本では『ナ』と記されている」ということを示している。

ということも考えられるが、この場合は、資料B-19の西念寺本の注記の配列の状況から、④「ナハラ」の「フ」に③「ナイ」の記述を付す際に、④「ナハラ」の「ナハラ」の前に③「ナイ」を記すことが可能かどうかという問題が発生する。

表B-19-b

現存本以前 の西念寺本 (1)
①ナニ ②カル ③ナイ ④ナハラ ⑤ナラフイ

しかし、これは、現存の西念寺本以前の転写本の状況が、例えば、表B-19-bのような③「ナイ」と④「ナハラ」の位置関係であったとしたら、④「ナハラ」の「フ」に③「ナイ」の記述を付すことは可能と思われるし、その後の転写において、③「ナイ」と④「ナハラ」が、現存本のような位置関係になつてしまうことも不自然ではないと考える。しかしながら、この場合、③

「ナイ」を付す以前の④「ナ爪ラフ」の上部に空欄ができてしまうことの原因が説明できない。

表B-19-1c

以前 西念寺本 の 《2》	①ナ概 ②カル ③ナイ ④ナ爪ラフ ⑤ナラフイ
------------------------	-------------------------------

しかし、その問題を解消するためには、表B-19-1cの③「ナイ」が行間に記されるような状況を想定すればよい。

そこで、次の問題である③「ナイ」の意味であるが、④「ナ爪ラフ」の「フ」が異本注記③「ナイ」のいうように異本では『ナ爪ラナ』であったということ、カタカナの「ナ」と『フ』の字の形が類似している点から、あり得ないものでもないと考えられる。しかし、『ナ爪ラナ』という訓に対して、異本対照者が何の疑問も持たなかったのかという点については、先の〈b〉案を否定した際と同様に不自然なように思われる。

表B-19-1d

以前 西念寺本 の 《3》	①ナ概 ②カル ③ナイ ④ナ爪ラフ ⑤ナラフイ
------------------------	-------------------------------

そこで、表B-19-1dのように③「ナイ」が、④「ナ爪ラフ」の「ナ爪」の二文字の右に位置する状況を想定した。この場合の異本注記としては、

〈d〉③「ナイ」は、「④「ナ爪ラフ」の「ナ爪」が異本では「ナ」と記されている」ということを示している。

ということになる。これは異本の状況が『ナ爪ラフ』ではなく、例えば高山寺本の③「ナラフ」のようになっていて、これを意味することになる。

次に、西念寺本の⑤「ナラフイ」という注記であるが、⑤「ナラフイ」については、高山寺本には③「ナラフ」と見えるので、これが異本注記であれば、高山寺本と同様の『ナラフ』という注記が記載された異本を対照した際に書き加えられた西念寺本の増補と思われる。

その意味するところは、「西念寺本では④「ナ爪ラフ」とされている注記が、

異本では『ナラフ』と注記されている」の意であると考えられる。

とすると、西念寺本の③「ナイ」と⑤「ナラフイ」は、両者ともに④「ナ爪ラフ」に対する異本注記で、どちらも異本には『ナラフ』とあることを示しているということになり、誠に奇妙な状況であると言える。そこで考えられるのは、⑤「ナラフイ」を付す以前に③「ナイ」を付したのではないかとということである。すなわち、当該本の「ナ爪ラフ」が異本において『ナラフ』とあることを示そうとした場合、やはり表B-19-1dで示したような方法が最も簡単な手段ではないかと考える。「ナ爪」の二文字が「ナ」になっていることを示したのであるが、「ナ爪」のように二文字をまとめるような記述はできなかったことになる。

そして、⑤「ナラフイ」を追記したのは、③「ナイ」によつては、「ナ爪」の二文字が「ナ」になっていることを示せないことを考えて、③「ナイ」を記した人物が直後に再度、⑤「ナラフイ」と記したのではないかと考える。

また、例えば、表B-19-1eのような、③「ナイ」の意味がわからなくなってしまう状況の写本が成立した後に、新たに異本対照が実施され、④「ナ爪ラフ」の後に⑤「ナラフイ」と付したということも考えられないではないが、その場合には③「ナイ」という記述に対して、異本の方に対応する記述がないことが示されていないことが問題となるが、この場合は異本の方の不備であると考えられるので、③「ナイ」に対する異本注記がないこと自体は不自然ではないように思われる。

表B-19-1e

以前 西念寺本 の 《4》	①ナ概 ②カル ③ナイ ④ナ爪ラ フ
------------------------	--------------------------

⑤「ナラフイ」の記載時期がはっきりしない憾みはあるが、いずれにしても西念寺本で異本対照に使用された写本の状況は、「ナ爪ラフ」ではなく、高山寺本のように「ナラフ」と記されていたものと推定される。

23、「スイ本」(16オ)

資料B-20

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>一 役</p> <p>エタス トム アトル</p>	<p>一 役</p> <p>推 辟 又 禾 上 井 ヤウ ス ヤク ツカフ</p> <p>ツカフ ツラナル エタス エイタル イトナム ウス</p> <p>イトナム アトル トム アトル</p> <p>イトナム トム アトル</p> <p>イトナム トム アトル</p>	<p>一 役</p> <p>推 辟 又 禾 上 井 ヤウ ス ヤク ツカフ</p> <p>ツカフ ツラナル エタス エイタル イトナム ウス</p> <p>イトナム アトル トム アトル</p> <p>イトナム トム アトル</p> <p>イトナム トム アトル</p>
17オ	16オ	仏上 29

資料B-20の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表B-20-aに観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>⑩ エタス</p> <p>⑪ アトル</p> <p>⑫ トシ</p> <p>⑬ スミヤカナ</p>	<p>① 推 璧 反</p> <p>② 禾 上 井 ヤウ</p> <p>③ 又 ヤク</p> <p>④ ツカフ</p> <p>⑤ ツラナル</p> <p>⑥ エタス</p> <p>⑦ イタル</p> <p>⑧ イトナム</p> <p>⑨ ウス</p> <p>⑩ トム</p> <p>⑪ アトル</p> <p>⑫ トシ</p> <p>⑬ ウツヤカ</p> <p>⑭ トム</p> <p>⑮ 爪 ミヤカナ</p> <p>⑯ エ</p>	<p>① 推 璧 反</p> <p>② 禾 上 井 ヤウ</p> <p>③ 又 ヤク</p> <p>④ ツカフ</p> <p>⑤ ツラナル</p> <p>⑥ エタス</p> <p>⑦ イタル</p> <p>⑧ イトナム</p> <p>⑨ ウス</p> <p>⑩ トム</p> <p>⑪ アトル</p> <p>⑫ トシ</p> <p>⑬ ウツヤカ</p> <p>⑭ トム</p> <p>⑮ 爪 ミヤカナ</p> <p>⑯ エ</p>

資料B-20-aを見ると、西念寺本の標出漢字「役」の注記⑩「スイ本」が観智院本に見えないことがわかる。鎮国守国神社では項目自体が佚文であるが、この「スイ本」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。西念寺本の⑩「スイ本」は、⑨「オ爪」の「爪」字の左隣に記されていることから、「⑨「オ爪」の「爪」が異本では「ス」と記されている」の意を示したものである。

ところで、西念寺本の⑨「オ爪」は高山寺本でも⑧「オス」とあるが、観智院本では⑨「ウス」とあり、記述が相違している。資料B-20の西念寺本の標出漢字「役」を『役』であると考えたと、その語義としては、『棄』の義が考えられることから「失」の義も考えられるのではないかと思われ、観智院本の

表B-20-a

観智院本	西念寺本	高山寺本
<p>① 推 璧 反</p> <p>② 禾 上 井 ヤウ</p> <p>③ 又 ヤク</p> <p>④ ツカフ</p> <p>⑤ ツラナル</p> <p>⑥ エタス</p> <p>⑦ イタル</p> <p>⑧ イトナム</p> <p>⑨ ウス</p> <p>⑩ トム</p> <p>⑪ アトル</p> <p>⑫ トシ</p> <p>⑬ ウツヤカ</p> <p>⑭ トム</p> <p>⑮ 爪 ミヤカナ</p> <p>⑯ エ</p> <p>⑰ スイ本</p>	<p>① 推 璧 反</p> <p>② 禾 上 井 ヤウ</p> <p>③ 又 ヤク</p> <p>④ ツカフ</p> <p>⑤ ツラナル</p> <p>⑥ エタス</p> <p>⑦ イタル</p> <p>⑧ イトナム</p> <p>⑨ アトル</p> <p>⑩ トム</p> <p>⑪ アトル</p> <p>⑫ トシ</p> <p>⑬ ウツヤカ</p> <p>⑭ トム</p> <p>⑮ 爪 ミヤカナ</p> <p>⑯ エ</p> <p>⑰ スイ本</p>	<p>① 推 璧 反</p> <p>② 音 井 ヤウ</p> <p>③ 又 ヤク</p> <p>④ □カ</p> <p>⑤ □ラナル</p> <p>⑥ エタス</p> <p>⑦ イタル</p> <p>⑧ イトナム</p> <p>⑨ オス</p> <p>⑩ アトル</p> <p>⑪ トシ</p> <p>⑫ ウツヤカ</p> <p>⑬ トム</p> <p>⑭ スミヤカナ</p>

⑨「ウス」という訓もあり得るのではないかと思われる。

また一方、『役』字は『役』字の異体字とされるところから、『役』字の『戦』の義から『庄』の義も考えられる。このことから、西念寺本・高山寺本の「オ爪(ス)」もあり得ないわけではない。

しかしながら、写本の成立の点からすれば、高山寺本の記述を優先したいところであるので、観智院本の⑨「ウス」は、本来、高山寺本・西念寺本のように「オス(爪)」であったものが、誤写されて⑨「ウス」となったのではないかとと思われる。一文字目の「オ」が「ウ」に書き間違えられることについては、『庄』の意の場合は、語頭をア行の「オ」とする「オス」としなければならぬところを、誤ってワ行の「ヲ」とした写本の段階が、観智院本が成立するまでの間に存在したのではないかと思われる。

そして、カタカナの「ヲ」は、書きようによっては「ウ」と見間違えるような書かれ方をすることがあり得るところから、観智院本の系統においては、

オス ↓ ヲス ↓ ウス

という過程を経て、現存の観智院本の⑨「ウス」が成立したのではないかと考

える。

ところが、そうして偶然成立した⑨「ウス」が、標出漢字「役」の「棄」の義から「失」の義を連想させ、⑨「ウス」の存在が疑われない状況となつて、現在に至つてしまつたのではないかと思われる⁽⁶⁶⁾。

とすると、西念寺本の⑩「スイ本」を付した際の異本には、「オス」の一文
字目は「ヲ」と記されてはいなかつたことになるから、西念寺本の対照
した異本は、例えば、観智院本の⑨「ウス」が「オス」であつた段階の写本に
関係しているか、また、⑧「オス」とある高山寺本の系統の写本に關係して
いる可能性がある。

また、異本注記としての⑩「スイ本」については、その対象である⑨「オ爪」
の「爪」が「ス」の異体仮名であることからすると、⑩「スイ本」によつて示
される異本の情報は、語形的な問題ではなく、単なる表記上の問題であるとい
うことになる⁽⁶⁷⁾。

異体仮名の相違までも異本対照作業の対象とするとすると、一般的な感覚か
らして、対照する範囲が広がり過ぎて、異本注記だらけになってしまうのでは
ないかという懸念が生ずるが、しかし、例えば、対照する写本同士が親子關係
にあり、いわゆる底本の忠実なコピーを作成する意図で子本が転写作成され、
その確認作業（校正作業）という位置付けで、親本と子本の対照作業が行われ
たのであれば、カタカナの異体字の使用状況まで問題にすることは考えられる。
しかし、今回のケースが、そうした場合であるのなら、西念寺本の⑩「スイ
本」が、その際の親（底）本を「イ本」と称していることは不自然であるよう
に思われる⁽⁶⁸⁾。

また、根本的な問題として、対照時の異本と当該本が親子關係にあるような
ケースであるからこそ、「爪」と「ス」のような異体仮名の相違までが問題に
できるのだということになると、その親本は、この箇所以外においては当該本
と極めて近似したものであるはずである。

とすると、例えば、資料B-20の西念寺本には、⑨「オ爪」以外にも⑥「エ
タ爪エ」⑫「ウツヤカ爪」⑭「爪ミヤカナリ」と、「爪」字を使った注記が存
在するが、それらに対して、観智院本・高山寺本においては全て「ス」と記さ
れている。このことは、先に、西念寺本の異本の状況について、観智院本の⑨
「ウス」が「オス」と記されていた段階の写本である可能性を推測したり、⑧
「オス」とある高山寺本の系統の写本と關係していた可能性があると推測した
こととは、齟齬することになってしまう。

こうした矛盾は、西念寺本における異本対照時の異本と当該本が極めて近似
した親子關係にあるようなケースを想定すること自体に起因するとすれば、底
本を異本と称することの問題も合わせて解消してしまうことになる。

そもそも、西念寺本の⑩「スイ本」が、単なる表記上の相違を示しているよ
うに見えることから、異本対照時の作業方針の厳格さまで類推してしまうこと
は極端過ぎるということも、もちろん考えられるが、この厳格さの存在は、現
存の西念寺本に誤写が多く存在する状況とは乖離している。ゆえに、⑩「スイ
本」の付記が単なる気まぐれでなかつたとすれば、異本対照時の当該本は現存
本とは異なり、極めて正確な本文だつた可能性も考えられる。

これまでの推測を整理すると以下のようなことになる。

〈1〉西念寺本の⑩「スイ本」は、「⑨「オ爪」の「爪」が異本では「ス」と
記されている」の意を示したものと思われる。

〈2〉西念寺本の⑩「スイ本」を付記した人物は、「爪」が「ス」の異体仮名
であることを理解しており、その表記上の相違を問題としたと考えられ
る。

〈3〉西念寺本の⑩「スイ本」の「イ本」は、観智院本の⑨「ウス」が「オス」
であつた段階の写本、または、⑧「オス」とある高山寺本の系統の写本
に關係している可能性がある。

〈4〉現存の西念寺本の記載状況には、誤写が多く見られることからすれば、
⑩「スイ本」の付記された異本対照時の当該本の本文は、極めて正確な
ものであつた可能性がある。

24、「復イ本」(16ウ)

資料B-21

高山寺本	西念寺本	観智院本
復 復 オ オ	復 サ 名 オ オ 復 復 復 復 オ オ	復 オ オ オ オ 復 復 復 復 オ オ
17オ	16オ・ウ	16上30

資料B-21の西念寺本の二つ目の標出漢字「復」の項目には、「同上」と
「復イ本」という二つの注記が見えるが、その内の「復イ本」という注記が観

智院本に見えない。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この「復イ本」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。
この「復イ本」は、資料B-21の西念寺本の二つ目の標出漢字「復」に対する異本注記で、「標出漢字『復』は、異本では『復』と記されている」という意を示したものと思われる。

この西念寺本の異本注記「復イ本」の「復」字と、資料B-21の各写本の二つ目の標出漢字については、各写本の字形がそれぞれ微妙に異なっているため、現在伝えられているどの漢字に相当するものであるかについては、現段階において、確認できていない。そこで、今回の、西念寺本の異本注記「復イ本」と西念寺本の二つ目の標出漢字「復」との関係を考察するにあたっては、まず、資料B-21に基づいて、西念寺本の異本注記「復イ本」の「復」字と、各写本の二つ目の標出漢字の字画の状況を確認するところから始めることとする。

まず、表B-21-aの最上段に、資料B-21に基づいて、西念寺本の異本注記の「復」字と各写本の二つ目の標出漢字の字画を解釈し、活字化したものを示した。それによれば、表に示した四つの漢字は、いずれも偏が「イ(にんべん)」で共通しており、それについては、問題がないと考えるので、以後は、隣の部分の字画に限定して考察することとする。

そして、表B-21-aにおいては、それら四つの漢字について、それぞれの隣の部分の字画を一画ごとに分解し、推定される書き順にしたがって①②……と配列した。その画数に着目すると、西念寺本の異本注記「復」は、隣の部分が11画。観智院本の「復」も11画。西念寺本の「復」は12画で、最も字画が

表B-21-a

二つ目の標出漢字			西念寺本の 異本注記
高山寺本	西念寺本	観智院本	
復	復	復	復
ノ ①	ノ ①	ノ ①	丨 ①
ノ ②	丨 ②	丨 ②	ノ ②
丨 ③	一 ③	一 ③	一 ③
	ノ ④	ノ ④	
丨 ④	丨 ⑤	丨 ⑤	丨 ④
ㄣ ⑤	ㄣ ⑥	ㄣ ⑥	ㄣ ⑤
一 ⑥	一 ⑦	一 ⑦	一 ⑥
	一 ⑧		一 ⑦
一 ⑦	一 ⑨	一 ⑧	一 ⑧
ノ ⑧	ノ ⑩	ノ ⑨	ノ ⑨
フ ⑨	フ ⑪	フ ⑩	フ ⑩
へ ⑩	へ ⑫	へ ⑪	へ ⑪

多く、高山寺本の「復」は10画で、最も字画が少ないことがわかる。しかしながら、そうした画数の相違は存するものの、四つの漢字は、元来、一つの漢字が転写を重ねたことで変形してしまったものであるから、相互に全く別字のように見えるわけではなく、漢字一字を構成する各部分においては、やはり類似性が存する。そこで、各写本の漢字の隣の状況を解説するために、便宜的に、相互に共通する字画を中心に、(A)~(E)としてまとめた。(A)~(E)の分割は、あくまでも書き順にしたがった場合の説明のしやすさを優先させたものである。但し、共通要素としての(C)と(E)のまとまりを(A)(B)(D)よりも優先させてもいる。

次に、表B-21-aにおいて、(A)~(E)のまとまりとしたものを視覚的に復元させたものとして、表B-21-bを作成し、補助資料とする。

表B-21-bを見ると、西念寺本の異本注記の「復」字の旁は、①で「丨」、②③で「ノ」、④⑤⑦で「日」、⑧⑩⑪で「反」を形成しているのに対して、西念寺本の標出漢字「復」の旁は、①②で「丨」、③④⑧で「日」、⑨⑫で「反」を記していることがわかる。両者の相違の大きなポイントは(A)と(D)の状況にあると思われる。

まず、表B-21-aの(A)については、①③の字画の形状と組合せにより、三種類の状況が生み出されていることがわかる。その組合せという点においては、まず、それらの漢字を転写する際に、転写者が、隣の部分の第一画目を何であるかと考えたかということにより、西念寺本の異本注記の「復」と、その他の標出漢字とに分類される。

表B-21-b

二つ目の標出漢字			西念寺本の 異本注記
高山寺本	西念寺本	観智院本	
復	復	復	復
ノ ① ノ ②	丨 ① 丨 ②	丨 ① 丨 ②	丨 ① ノ ② ノ ③
丨 ③	一 ③	一 ③	
	ノ ④	ノ ④	
日 ④ 日 ⑤ 日 ⑥	日 ⑤ 日 ⑥ 日 ⑦	日 ⑤ 日 ⑥ 日 ⑦	日 ④ 日 ⑤ 日 ⑥
	一 ⑧		一 ⑦
反 ⑦ 反 ⑧ 反 ⑨ 反 ⑩	反 ⑨ 反 ⑩ 反 ⑪ 反 ⑫	反 ⑧ 反 ⑨ 反 ⑩ 反 ⑪	反 ⑧ 反 ⑨ 反 ⑩ 反 ⑪

すなわち、西念寺本の異本注記の「復」の傍の第一画目は①「一」であるのに対して、例えば、西念寺本の標出漢字「復」の傍の第一画目は①「ノ」で、「イ」の構成要素となっている。この相違は、両者を記した転写者の、書写する当該漢字の字画に対する理解の相違と考えられ、元来、同一であった当該漢字に対する転写者の理解の相違が、今回のような後の写本における字画構成の相違となって出現したものと考ええる。これは、①における各写本の①②③の字画の種類がほぼ同様で、また、それらの平面上の位置関係も類似していることから推測できる。

次に①については、「一」の字画が存在するか否かという問題と、その「一」が②との関係において、どの場所に記されたかということが相違を生んでいる。これは③の状況と類似しているが、異体字の字画を比較する場合においては、ある字画の有無と位置の問題は、ありがちな相違点であると言えよう。大方は、それらの相違に対して、正字俗字などの判断がなされるところではあるが、ここでは出自が不明の漢字であるので、それは不能となる。

しかし、右に述べたことを踏まえて、表B-21-aと同bの①に分類した字画に着目すると、高山寺本の標出漢字「復」を起点にして、字画の変化を推測することで、それぞれの写本の漢字の字画の状況を説明できるのではないかと考える。

すなわち、次の〈I〉～〈VI〉の案にしたがえば、高山寺本の字画の状況から、他の三つの標出漢字の状況を生み出すことが可能となる。

〔観智院本・西念寺本の標出漢字の成立過程〕

〈I〉高山寺本の①「ノ」と③「一」の組み合わせで、観智院本・西念寺本の標出漢字の①②の「イ」が成立する。

〈II-1〉高山寺本の②「ノ」起筆を、転写の際に、やや右にひねることで「フ」が成立する。

〈II-2〉〈II-1〉の後、その「フ」が「一」と「ノ」の組合せであると解釈することで、観智院本・西念寺本の標出漢字の③「一」と④「ノ」が成立する。

〈III〉高山寺本の④⑤⑥の「日」を、そのまま理解することで観智院本が成立する。

〈IV〉西念寺本の標出漢字においては、高山寺本の④⑤⑥の「日」に、⑧「一」を付加することで「月」が成立する。「月」は「日」と解釈す

ることもあり得る。

〔西念寺本の異本の標出漢字の成立過程〕

〈V-1〉〈II-1〉〈II-2〉の後、「フ」の払いが短縮するか、払いの箇所を連綿線と解して、字画の一部と考えなくなることで、③「一」へと変形する。

〈V-2〉〈V-1〉の後、その③「一」が高山寺本の①「ノ」に相当する字画と組み合わせられて「二」が成立する。

〈VI〉〈IV〉の「月」を「日」と解釈し、現在に至る。

以上により、西念寺本の二つ目の標出漢字「復」に対して異本注記「復イ本」が相違点として示しているのは、当該漢字の傍の上部にあたる①②に相当する字画の状況であり、次の二点に要約される。

- 一、異本における傍の第一画目は「一」となっていること。
- 二、異本における第二～七画目は「日」となっていること。

また、ここでの異本は、〈II-1〉の後に、観智院本・西念寺本とは別に発生した系統の写本ではないかと考えられる。

一方、〈I〉〈II-1〉〈II-2〉の点から、観智院本と西念寺本の祖本に相当する写本は、同一のものであった可能性が考えられ、両本が近い関係であるとする根拠の一つとなるものと思われる。

冒頭に述べたように資料B-21の二つ目の標出漢字については、その字体が異なるものであるか判断としていない。ということは、資料B-21の高山寺本においても、本来の字体から変化した可能性が存するわけである。その可能性が存する限り、〈I〉～〈VI〉の案は確定的な結論であるとは言えないのであるが、ひとまず、現時点での推測を述べ、今後の課題とすることとする。

※紙面の都合により本稿を分載致します。以下続。

注記

- (54) 「僂」字については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の1233に記載がある。資料B-17の各項目の標出漢字の字形には、かなりの差異が見られるが、高山寺本の標出漢字の記載状況から、『大漢和辞典』の1233番に相当するものではないかと推測した。
- (55) 「僂」字については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の1281に記載がある。
- (56) 「他」字については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の10338に記載がある。
- (57) (21)の集韻(上聲六・18丁ウラ・412頁5〜6行目)による。反切の記述自体は「籠」の項目に見える。
- (58) (21)の集韻(上聲五・2丁オモテ・301頁4行目)による。反切の記述自体は「跬」の項目に見える。
- (59) 「虬」字については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の3285に記載がある。
- (60) 「僂」字については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の1233に記載がある。
- (61) (14)の草川氏による。
- (62) 「役」字については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の426に記載がある。
- (63) 「役」字については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の1005に記載がある。
- (64) 観智院本の仏上において、語頭の「オ」を「ヲ」と誤る例としては、「想像」の「ヲモヒヤル」(仏上15)、「後」の「ヲコタル」(仏上38)などがある。
- (65) 例えば、観智院本の「想像」の項目の「ヲモヒヤル」(仏上15)の語頭の「ヲ」は「ウ」と紛れやすい記され方をしていると思われる。
- (66) (14)の草川氏には、ここでの「オス」の項目の観智院本の欄に「↓ウス」の記述があり、観智院本の「ウス」が高山寺本・西念寺本の「オス(爪)」に対応する旨を示されている。(13)の長島氏は「ウス」のまま掲載されている。
- (67) ⑩「スイ本」が表記上の相違を示していることに対する別の解釈としては、単純に、「爪」が「ス」の異体仮名であることを理解していなかったということも考えられるが、例えば、資料B-20の西念寺本の⑭「爪ミヤカナリ」を見ただけでも、「爪」が「ス」と異体字の関係であることは、初見の場合でも容易に推測できるのではないかとすることも考えられるし、異本対照作業が冒頭の頁から実施されたのであれば、西念寺本の16丁オモテに至るまでに「爪」字の示すものが何であるか、⑩「スイ本」を異本注記として付記する程度の意識の持ち主であるならば、考えつかないことはないのではないかとと思われる。
- (68) 底本を異本と呼ぶことが不自然でないケースとしては、異本対照作業時において、それが底本であったことが忘れられていたか、底本であったことを知らなかったという場合が考えられなくはない。それには、底本の転写によって当該本が成立してから、

異本対照作業が実施されるまでに、それなりの時間が経過した場合も考えられるし、また、底本からの転写作業とは無縁の人物による異本対照作業であった場合も考えられる。そうした転写作業時と異本対照時の時間や場所が連続しないケースであれば、あり得るかもしれないが、やはり、稀なケースでないかと考える。

- (69) 資料B-21に示した一文字目の標出漢字「僂」については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の926に記載があるが、二つ目の標出漢字については確認できていない。因に、(11)の龍龜手鑑(22頁)には幾分字体の類似した「僂」の項目があり、「舊蔵作叟蘇走反又/俗音魯義不相相應」の注記が存するが、その標出漢字「僂」自体は、資料B-21の各写本のものとは別字であろうと思われる。また、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の1000にも字体の類似した「僂」の項目がみえるが、こちらも別字と思われる。

- (70) 例えば、一つの漢字が複数の要素から構成されている形声文字や会意文字などの場合は、各要素ごとに「音」や「義」が備わっていることになるが、ここでは字画を誤認して転写されたであろう漢字を対象としているので、字画の「形」に「音」「義」が喚起されるという関係は期待できない。ゆえに、ここでの①〜⑥の分類は、喚起される「音」「義」とは無関係であり、対象とする漢字の字画構成を説明するための便宜的なものである。もちろん、字画構成の説明方法は本稿の他にも存在すると考えられるので、説明方法が異なれば①〜⑥の分類も異なることになる。本来であれば、例えば甲骨文字レベルの構成要素の確認結果からパーツを分類すべきなのであるが、それが不可能なのは、(69)にも示したように、ここで対象とする標出漢字の字形が各写本において相違することで、本来の字体を特定できない状況にあるためである。
- (71) 表B-21-aと同bの⑩については、相対的にあまり重要な問題と考えていない。